

つぶされた車両が炎上し、がれきの下から「誰か、助けて」といった声が聞こえるなど、極めて凄惨なものとなった上、二次災害のおそれがあったため被害者らの救助活動は難航した。その結果、被害者らが乗車していた車両は、焼損、変形し、自動車としての跡形をとどめない状態となった。

そして、上記過程でA、B、Eが焼死し、Cが一酸化炭素中毒、Dは胸腹部臓器損傷によりそれぞれ死亡した。

二 争点(1)(被告NEXCO及び被告中日本H Eの被用者らの過失の有無)

原告らは、被告NEXCOに対し、工作物責任(民法七一条一項)に基づく損害賠償請求に加え、使用者責任(同法七一条一項)に基づく損害賠償請求も行っているところ、被告NEXCOの保全チームの被用者と被告中日本H Eの道路技術事務所等の被用者の各行為が、本件事故の発生に至る経過について密接な相互関連性を有するという本件事案の性質及び原告らの主張の内容を考慮し、まず、被告NEXCOの使用責任について、被告中日本H Eの使用責任とともに判断する。

(1) 本件事故の原因等について

本件トンネルの天井板は、本件事故発生時までに設置工事から三五年以上が経過していたものであるところ(前提事実(2)ア)、上記一認定のとおり、本件トンネルの構造が重量のあるコンクリート製の天井板を天井部のCT鋼及び接着系アンカーボルトで支えるものであったこと(同(1)、長時間継続して作用する荷重や多数回繰り返し作用する荷重が接着系アンカーボルトの引抜抵抗力に悪影響を及ぼすこと(同(4)、本件事故以前に維持管理状況、特

に、平成一二年の時点で天井部アンカーボルトの脱落が見られ、平成一三年の時点でL型断面の天井部アンカーボルトに設計強度を下回るものがあつたこと(同(5)、本件事故直後の本件事故現場の状況から、天井板が連鎖して落下したものと推測されること(同(7)、本件事故後の試験の結果、安全率一・〇に満たないアンカーボルトや単位面積当たりの付着強度がカタログに示される下限値を下回るアンカーボルトも相当数存在し、これらの多くがL型断面の区間に集中していたこと(同(10)、他方、覆工コンクリートやボルト鋼材の強度自体は確保されていたこと(同(10)、これらの試験結果等も踏まえた調査委員会の作成に係る調査報告書の内容等(同(11)を総合すると、本件事故は、持続荷重及び繰返し荷重の作用並びに接着剤の劣化等によって、天井部アンカーボルトの引抜抵抗力が低下するという経年劣化が進行し、最終的に、荷重が大きいL型断面の区画に当たる本件事故現場の東京側から二番目付近の区画のCT鋼において、当該CT鋼を覆工コンクリートの天井部に接合する一本のアンカーボルトが、天井板等を全体として荷重を支える引抜抵抗力を不足するに至って引き抜け、これによって支えられていた天井板が、隔壁板を共有する前後のCT鋼を引っ張りながら落下し、その結果、多数の天井板が連鎖して落下したものと認めることができる。

そして、本件事故が発生したことからすれば、同時点で、崩落区間中、本件事故の直接の要因となつた二番目付近のCT鋼の天井部アンカーボルトが、垂直方向にかかる荷重を支えられない状態に陥っていた

ことは明らかであるところ、本件点検の結果と比較する必要があるとされたこと(同(5))から、本件トンネルの天井部アンカーボルトについて引抜抵抗力の低下を示すものを含む具体的な不具合の発生が明らかとなつていたにもかかわらず、本件トンネルの天井部アンカーボルトの点検が実施された経緯が経過し、平成一二年の臨時点検及び平成一三年に指摘された上記の要補修箇所が補修されたり、保全チーム及び道路技術事務所等において、落下の具体的な原因について調査・検討を行った形跡はないのであるから、上記の臨時点検及び引張試験の時点で既にみられた天井部アンカーボルトの引抜抵抗力の低下が一〇年余りの間に一層進行していたことが容易に推測し得たといふべきである。

また、本件点検以前に、既にアメリカにおいて、接着系アンカーボルトが引き抜けたことによつて天井板が崩落するという本件事故と同種ないしは類似のトンネル崩落事故が発生し、平成二〇年四月付け「欧州の有料道路制度等に関する調査報告書」では、調査結果としてアンカーボルトの「引張試験の重要性及び部品の取替の要否を調査する定期的な維持管理作業計画」の必要性が指摘されていたこと(同(4)ア)も、天井板アンカーボルトの重要性を示す事情であるといえる。

以上を総合勘案すると、いずれもトンネルの補修等について技術的に高いレベルを兼ね備えた被用者で構成されていた保全チーム及び道路技術事務所等のメンバー(同(3)ア)としては、上記各事実を現に認識し又は当然認識し得たといえるところ、三五

本件トンネルの通行者に危険を及ぼし得る不具合を遅滞なく発見し、適切な対応を採ることによつて通行者の安全を確保し得るか否かは、点検計画の立案、審査及び道路技術事務所等との協議内容如何にかかっていたといふことができる。そうすると、保全チームは、個々の構造物の性質・特性はもとより、本件トンネルに関する従前の点検結果及び補修履歴等を把握した上、いかなる部位、範囲についてどのような点検を行えば、本件トンネルの通行者に危険を及ぼす可能性の高い不具合を的確に発見可能かという観点から、適切な点検計画の立案及び道路技術事務所等の作成した本件トンネルの点検実施計画を審査した上、道路技術事務所等と協議して点検業務契約の内容をより適切な内容に変更するなどして、点検方法を選択・設定する注意義務を負つていたといふべきである。

他方、被告中日本H Eは、被告NEXCOから本件トンネルの通行者に危険を及ぼす可能性の高い不具合を遅滞なく発見し、適切な対応を採ることによつて通行者の安全を確保する目的で点検業務を受託したのであるから、本件トンネルの通行者に危険を及ぼし得る不具合を遅滞なく発見し、通行者の安全を確保し得るか否かは、道路技術事務所等が作成する本件トンネルの点検実施計画及び保全チームとの協議内容如何にかかっていたといふことができる。そうすると、道路技術事務所等は、保全チームと同様の観点から、適切な点検実施計画を作成し、保全チームと協議する際には、上記不具合を遅滞なく発見し得る適切な点検方法を指摘・具申すべき注意義務があつたといふべきである。

しかして、本件点検に至る経緯(同(6))によれば、本件点検の方法は、平成二四年七月下旬以降の保全チームと道路技術事務所等との協議により決定されたのであるから、両者の上記注意義務違反の有無を判断する前提として、本件点検の方法に係る協議の際、適切な点検方法を設定しなければ本件トンネルの天井部アンカーボルトの不具合(本件事故の原因となつた引抜抵抗力の低下)を看過し、その結果として、本件事故のような本件トンネルの天井板が崩落する可能性を予見し得たかどうか、また、適切な処置を講じたことにより本件事故の発生を回避可能であつたかを検討すべきことになる。

(3) 予見可能性について

ア 前提事実(2)と上記一認定の事実、殊に、本件トンネルは、左右に並べた天井板を受け台と受け台アンカーボルトで固定し、中央部分を約一・二メートル間隔の吊り金具によつて隔壁板を吊り上げ、更に覆工コンクリートの天井部へアンカーボルト一本で接合(接着剤で固定)されたCT鋼に接続する構造であり(前提事実(2)イ)、天井部のアンカーボルトは天井板等を支える重要な部材であるところ、本件点検時までに、本件トンネルの完成から約三五年間が経過していること(認定事実(1)ア)、天井板はコンクリート製の他に類を見ない重量板であつて(同(1)イ)、アンカーボルト一本にかかる作用荷重は、約一二・二kNに達し、常時、下位方向への持続荷重及び繰返し荷重の作用を避けられなかつたこと(同(1)イ)に加え、接着系アンカーボルトの耐力(引抜抵抗力)が持続荷重、繰返し荷重、経年劣化によつて低下し

た結果、「コンクリートと接着剤の付着部分の破壊」により接着系アンカーボルトアンカー筋が抜け出して破壊に至ることが、本件点検時の相当前から既に一般的な知見となつていたこと(同(4)イ)からすると、本件点検当時、アンカーボルトが経年劣化しているおそれは認識可能なものであつたといふべきである。実際、既に昭和五八年の「点検の手引(案)」には、天井板の吊り金具などの腐食・破損が心配されるとの記載とともに、天井板付属物の損傷の判定について「AA基準」が設けられ、その要因として吊り金具、取付金具、又はボルト等の破損、欠落又は著しい腐食による天井板の脱落等が挙げられていること(「ボルト」から「アンカーボルト」を除外する理由はない。同(2)ア)からすれば、被告ら内部においても、吊り天井の部材の劣化が天井板の脱落に繋がる可能性が当時から想定されていたといふことができる。

更に、平成一二年の臨時点検に打音点検を実施したところ、上り線に限定した場合でも既に天井部のアンカーボルト三本(脱落二本、欠損一本)と吊り金具ボルト二本(脱落)が欠けたままであつたほか、アンカーボルト(ナットを含む)の緩みが二三箇所にわたつて確認されたこと(同(5)イ)、本件トンネルを今後も永続的に使用する上での問題点を明らかにする目的で実施された丸紅建設による平成一三年の調査では、天井部(隔壁板取付部分)のアンカーボルトに対する打音点検によつて数多くのボルトの締付け不良が発見されたり、引張試験によつてL型断面に引抜抵抗力が設計値を下回る天井部アンカーボルトが見られ、今後は、最も腐食が激しい箇所におい

て天井板を撤去して引張試験を実施し、同結果と比較する必要があるとされたこと(同(5))から、本件トンネルの天井部アンカーボルトについて引抜抵抗力の低下を示すものを含む具体的な不具合の発生が明らかとなつていたにもかかわらず、本件トンネルの天井部アンカーボルトの点検が実施された経緯が経過し、平成一二年の臨時点検及び平成一三年に指摘された上記の要補修箇所が補修されたり、保全チーム及び道路技術事務所等において、落下の具体的な原因について調査・検討を行った形跡はないのであるから、上記の臨時点検及び引張試験の時点で既にみられた天井部アンカーボルトの引抜抵抗力の低下が一〇年余りの間に一層進行していたことが容易に推測し得たといふべきである。

また、本件点検以前に、既にアメリカにおいて、接着系アンカーボルトが引き抜けたことによつて天井板が崩落するという本件事故と同種ないしは類似のトンネル崩落事故が発生し、平成二〇年四月付け「欧州の有料道路制度等に関する調査報告書」では、調査結果としてアンカーボルトの「引張試験の重要性及び部品の取替の要否を調査する定期的な維持管理作業計画」の必要性が指摘されていたこと(同(4)ア)も、天井板アンカーボルトの重要性を示す事情であるといえる。

以上を総合勘案すると、いずれもトンネルの補修等について技術的に高いレベルを兼ね備えた被用者で構成されていた保全チーム及び道路技術事務所等のメンバー(同(3)ア)としては、上記各事実を現に認識し又は当然認識し得たといえるところ、三五

年間という歳月の経過により本件トンネルの天井部アンカーボルトに経年劣化が生じて荷重に対する引抜抵抗力を喪失する可能性も否定できないのであるから、適切な点検方法を設定し、これを実施しなければ本件トンネルの天井部アンカーボルトの不具合(本件事故の原因となつた引抜抵抗力の低下)を看過し、その結果として、天井板等が道路上に崩落する可能性(危険性)を予見し得たものと認めるのが相当である。

この点につき、被告中日本H Eは、本件事故以前に行われた点検において緊急補修の必要がある(A)と判定された不具合が見られなかつたことを理由に本件トンネルは老朽化していなかつたとして予見可能性を争うが、トンネルの点検業務において、経年劣化等によつていつ生じるとも知れない不具合を遅滞なく発見することが求められているといふべきであるから、被告中日本H Eの上記主張は当を得ないものであつて、採用することができない。

また、被告らは、点検要領上の詳細点検の頻度は一〇年に一回実施するのが標準であり、適宜点検頻度を変更してもよいとされていたのであるから、前回点検から一二年の経過後に本件点検を実施したことは点検要領の範囲内である旨主張する。しかし、点検要領等の記載(同(2))はもとより、現にCT鋼を天井部の覆工コンクリートに接合するアンカーボルトが緩んで抜け落ちると、その数によつては天井板が車道上に落下することは明らかであり、現に天井部アンカーボルトの引抜抵抗力の低下により本件事故に至つたことからすれば、天井部アンカーボルトが、最長でも五年間隔で詳細点検を行うとされていた「安全な交

通又は第三者に支障となるおそれのある箇所」に該当するというべきである。仮に天頂部アンカーボルトがこれに当たらないとしても、過去の点検結果や補修履歴等の記録・情報を十分勘案した上で合理的な根拠に基づいて点検の間隔を一〇年以上に変更することが可能とされているのに、被告NEXCOは、過去の補修履歴や調査結果等の記録を適切に保存・管理していなかったものであるから(同(5)ア、同(11)イ)、合理的な根拠に基づいて点検の間隔を上記のとおり延長したとも認め難い。そうすると、本件点検は、被告ら自身が依拠する点検要領等の定めにも適合しているとは言いがたく、被告NEXCOの上記主張は採用できない。

イ そこで、天頂部アンカーボルトの引抜抵抗力の低下を遅滞なく発見して上記のような天井板の崩落の危険を回避するためには、当該危険の重大性に鑑み、点検方法をできる限り入念なものとする必要があるところ、被告らの被用者において有効と認識し又は認識し得た検査方法について検討すると、点検要領等には、「構造物の状況(はくり(うき)、ボルトの緩み等)」を把握する方法として「打音」点検が挙げられており(認定事実(2)イ、ウ、カ)、打音点検等がボルトの緩みを発見する上で有効な方法であると位置付けられていたといえること、現に本件点検でも手の届く範囲にすぎないが、アンカーボルトについて打音点検を行ったこと(同(6)イ)、目視のみでアンカーボルトの引抜抵抗力を把握することが可能であるとは考えにくいし、まして天井板上部から天頂部までの高さが約五・三メートルであり(前提事実(2)イ)、緩

み、がたつきといった部材の変状には、打音や触診といった方法で外力を加えてみなければ発見し得ないものがあることは想像に難くないこと(被告NEXCOの主張イ(4)のとり、被告NEXCO自身も、少なくともボルトの機能喪失が外見からは判明しないこともあることを自認している。)、平成一二年の臨時点検においても、打音点検によりアンカーボルト(ナットを含む)の緩みが二・三箇所にわたり発見されたものであるし、丸紅建設による平成一三年の調査においても、アンカーボルトの打音点検によつて数多くのボルトの締付け不良があることが指摘されたものであり(認定事実(5)イ、ウ)、これにより、打音点検がアンカーボルトの緩みや締付け不良を発見する上で有効であることが明らかとなつているといえることなどからすると、当業者であれば、打音点検及び触診(特に打音点検)がアンカーボルトの不具合を発見する上で有効であるとの認識を有し、こうしたアンカーボルトの引抜抵抗力を把握するための点検方法が存在することを認識し得たというべきである。

ウ 以上を総合すると、保全チーム及び道路技術事務所等は、本件点検の点検方法に係る協議の際、打音・触診といった目視以外の適切な点検方法を設定しなければ、本件トンネルの天頂部アンカーボルトの不具合を看過し、その結果、本件事故のような天井板の崩落事故が発生することを予見できたというべきである。

(4) 結果回避可能性

保全チーム及び道路技術事務所等が本件点検に当たり打音や触診といった目視以外の適切な点検方法を設定することによつ

て、本件事故の発生を回避することができた否かを検討する。

ア 本件事故後の緊急点検において、本件トンネルの天頂部アンカーボルト全数について打音点検を行った結果、上り線のアンカーボルト一万六・一三箇所のうち、欠落が五箇所、脱落が三箇所、緩みが一〇〇四箇所で見えられ、本件事故現場付近では、一枚のCT鋼が存在する一六本のボルトの約半数である七ないし九本のボルトで緩みが発見された箇所も複数あったものである(認定事実一(8))が、本件点検と上記緊急点検との間隔がわずか二か月余りであり、本件事故の衝撃が本件トンネル全域にわたつて天頂部アンカーボルトに影響を及ぼしたとは考え難く、他にこの間に天頂部アンカーボルトに影響を及ぼしたと考えられる要因もうかがわれないことからすると、本件点検において打音検査が実施されていれば、上記同様の結果が得られた可能性が高いというべきである。上記結果における不具合の数量は、他のトンネルの緊急点検においては、こうした不具合箇所がいくつても一〇箇所以内であったこと(同(9))と比較しても、異常な数量であるといえることができる。

また、調査委員会による引抜検査の結果、L型断面において、設計荷重に対する安全率が一・〇未満のCランクに分類されるボルトの割合が一八・四パーセントに達していたのである(同(10)ウ)から、L型断面においては一定の割合で上記のような「引抜抵抗力が低下したCランクボルト」が存在していた可能性が高いと認められ、特に、そのうち、一定数は引抜抵抗力をほぼ喪失したアンカーボルト(引抜抵抗力が

概ね五・〇kNを下回るもの)が存在した可能性が高いと認められるところ、打音点検によつて、上記「引抜抵抗力をほぼ喪失した天頂部アンカーボルト」を「不良」として判別し得るのである(同(10)イウ)から、このことから、打音点検によつてL型断面の天頂部アンカーボルトのうち少なくとも相当数についての変状を感じることが可能であったといえることができる。

この点について、被告らは、本件事故後の点検結果が本件事故による衝撃の影響を受けたものであるから、本件点検の時点において判明し得たものといえない旨主張する。しかし、本件事故後の緊急点検の結果、本件トンネル全域にわたつてボルトのゆるみが多数みられたことからすると、引抜抵抗力の低下は、本件トンネルの崩落区間のみならず、本件事故による衝撃の影響が想定し難い範囲を含む本件トンネル全体に共通する経年的な傾向といえるのであつて、被告らの上記主張は採用できない。

また、被告NEXCOは、打音点検によつて引抜抵抗力を喪失したアンカーボルトを判別できても、引抜抵抗力を喪失するに至らないアンカーボルトについての引抜抵抗力を正確に把握することはできない旨主張する。しかしながら、引抜抵抗力の大小を正確に判定し得ないとしても、上記のような変状の数量・割合・推移等から、変状を生じたアンカーボルトの本数、場所及び経年的な傾向を把握し、本件トンネルの状況の異常性を認識するには十分といえるから、被告NEXCOの上記主張は採用することができない。

更に、被告中日本H.E.は、本件事故後の緊急点検においては、わずかな変状をも計

上しており、その結果を本件点検の結果と単純に比較することはできないと主張するが、上記認定のとおり、他のトンネルと比較しても本件トンネルの不具合箇所の数量が異常であることは明らかであるし、かかる被告中日本H.E.の主張は、不具合を遅滞なく発見して事故を回避するというトンネルの点検の目的に照らしてみると、「わずかな変状」を認識しながら敢えて計上しなかったというのであれば、本件点検までの点検の厳格性に問題があつたことを示すものにほかならず、上記主張は採用することができない。

イ しかし、被告NEXCOは、本件トンネルの通行者に対し、安全に通行し得るように本件トンネルを維持管理すべき責務を負つており、本件トンネルの通行者に危険を及ぼす可能性の高い不具合を遅滞なく発見し、適切な対応を採ることによつて通行者の安全を確保する目的で、被告中日本H.E.に対し、点検業務を委託したのであるから、本件トンネルの通行者に危険を及ぼす可能性の高い不具合を発見した時点において、速やかな対策を講じることが必要不可欠である。そうすると、仮に本件トンネルについて適切な点検が行われ、その結果、上記のような異常な数の天頂部アンカーボルトの変状が発見されれば、天井板の落下に繋がる可能性が高いことは明らかであるから、道路技術事務所等としては、その点検結果を被告中日本H.E.に報告し、同被告を通じて被告NEXCOないし監督員(直接報告を受けた監督員は、必要に応じて、工事会社等に依頼して調査・応急対策を行う権限を有する。認定事実(3)エ)に対し、点検結果の問題点等を報告し、直ちに

適切な処置を講じるよう指摘・具申したものと認められるのであり、他方、被告NEXCOは、保全チームから道路技術事務所等による点検結果報告を受け、本件トンネルの安全を確保しないし確認ができるまで、本件トンネルを通行止めにし、アンカーボルトの引抜抵抗力試験を実施するなどして、更なる調査、応急対策、補修・補強工事又は天井板の撤去工事等の抜本的な対策を開始することにより、少なくとも、通行者が通行中に天井板が崩落するという本件事故の発生を回避することができたとい

べきである。

この点につき、被告NEXCOは、本件点検で何らかの変状が発見されたとしても、直ちに緊急工事を行うことにはならぬのであり、より正確な状況把握をして対応策を策定し、予算案を講じ、業者の手配をした上、利用者に告知をして工事を行うという手順を採るほかなく、それには少なくとも数か月の期間を要するから、本件事故の発生までにこれを完了することは不可能であり、結果回避可能性又は結果回避義務がなかった旨を主張する。しかしながら、本件点検がしかるべき適切な方法で行われていれば、上記のとおり、何らかの変状ではなく、異常な数量の変状が発見されたものと認められるから、被告NEXCOのいう手順を採るまでもなく、被告NEXCOにおいて、直ちに通行止め等の措置を採ることが可能であり、かつ同措置を講じるべきであったといわなければならない。上記主張は、先に説示したところその前提を異にするものであつて採用することができない。

(5) 具体的な注意義務違反

以上によれば、被告NEXCOの保全チーム及び被告中日本H.E.の道路技術事務所等の被用者には、本件点検の方法について協議するに当たり、天頂部アンカーボルト等も含め、打音及び触診といった目視以外の方法を用いた入念な方法を採用しなければ、本件トンネルの天頂部アンカーボルトの不具合を看過し、その結果、本件事故のような天井板の崩落事故が発生することを予見することができ、かつ、そのような方法を採用することにより本件事故を回避することができたのであるから、上記入念な方法を採用し、本件トンネルの天頂部アンカーボルトの不具合を発見しうる適切な点検実施計画を立案ないし設定すべき注意義務があつたのにこれを怠り、触診はもとより打音点検を採用せず、双眼鏡による目視のみという方法を採用した過失があつたと認められる(結局、保全チーム及び道路技術事務所等が、接着剤の経年劣化による天頂部アンカーボルトの引抜抵抗力の低下とこれによる天井板の崩落を認識・予見しなかった背景には、平成二二年以前の補修履歴や調査結果を十分に蓄積・管理してこなかったため、点検計画の立案や点検方法の協議に際し、こうした過去の点検により得られた知見が十分に反映されなかった上、過去のデータを分析・検討せず、客観的には実施すべき点検を本件事故に至るまで懈怠したという経過に加え、既に平成二二年あるいは平成一三年の時点で、一部天頂部アンカーボルトが脱落し、あるいは引抜抵抗力が設計値を下回るものがあることが判明していたのに、その後設計値を回復するための補修を実施した形跡も見られないなど、天頂部アンカーボルトの引抜抵抗力

の低下やその後の経年劣化の進行の可能性を軽視し、現実認識していた事実に対する評価も適切ではなかったという問題点があつたといわざるを得ないのであり、本来、期待されていた調査・管理等を行つていれば、保全チーム及び道路技術事務所等において、より確実に天頂部アンカーボルトの引抜抵抗力の低下とこれによる天井板の崩落を認識・予見することができた点を指摘せざるを得ない。

この点に関し、被告らは、目視の結果、異常の見られた対象物についてのみ打音点検を行えば足り、対象物の全数について打音点検を行うことは求められていなかった旨、双眼鏡を使用した目視により点検することで、点検方法として十分であつた旨主張する。しかし、上記のとおり、外見からは見受けられない変状が発生している可能性は排斥し得ないし、点検要領等においても、打音に当たつては近接目視の際に変状が認められる箇所の周辺や補修された箇所の周辺を入念に行うべきとされているにすぎず、それ以外の箇所の打音を不要とするものではない(認定事実(2)カウ)のであつて、目視の結果、異常の見られない対象物に何らそれ以上の点検を行わないというのでは、点検方法として甚だ不十分といわざるを得ないから、被告NEXCOの上記主張は採用できない。

被告らは、その他幾々主張するが、本件事故発生の子見可能性及び結果回避可能性を認めることができることは上記認定・説示のとおりであるから、被告らの主張は、いづれも採用することができない。

(6) まとめ
そうすると、被告NEXCOの保全チー

ム及び被告中日本H Eの道路技術事務所等
の被用者には上記過失があり、これと本件
事故の発生との間には相当因果関係も認め
られるから、上記被用者らは、民法七〇九
条による不法行為責任を免れないところ、
当該行為は、いづれも被告らの事業の執行に
ついて行われたものであるから、被告ら
は、各使用者責任に基づく損害賠償責任を
免れないことになる（なお、前提事実(3)な
い(5)のとおり、本件トンネルの設置又は
保存に瑕疵（本件トンネルが本来備えてい
るべき安全性を欠き、本件事故の原因とな
った不具合の存在）があることによつて本
件事故が発生したものであるから、本件ト
ンネルを占有管理していた被告N E X C O
は、工作物責任（民法七十七条一項）も免
れない。）。

三 争点(2)（原告らの損害）について

(1) 原告X₁ら（A関係）
ア Aの損害 各三九五万四千五百六十八円
(7) 墓所購入費用・墓石工事費用及び
仏壇購入費用

原告X₁らは、Aの希望を考慮し、これに
沿う墓所を購入したため、その費用等が本
件事故による損害である旨主張するが、A
が二十八歳という比較的若年で死亡したこ
とに伴う両親の心情を考慮してもなお、新た
に墓所・墓石及び仏壇を購入せざるを得な
かった特段の事情を認めるに足りる証拠は
ないから、墓所購入費用・墓石工事費用及
び仏壇購入費用を本件と相当因果関係を有
する損害と認めることはできない。

(イ) 逸失利益その一（給与）

五〇九八万一千三百五十五円
△証拠略△及び弁論の全趣旨によれば、
Aは、本件事故当時、いわゆる契約社員と

してFに勤務し、平成二四年度は四二七万
九八六六円の収入を得ていたことが認めら
れる。

そうすると、上記年収額四二七万九八六
六円を基礎収入とし、女性の生活費控除率
三〇パーセント（〇・三）を控除し、本件
事故当時の年齢二八歳から六七歳までの就
労可能年数三九年度に対応するライプニツ
ツ係数（年金現価係数）一七・〇一七〇を
乗じると、Aの給与に係る逸失利益は五〇
九八万二千三百五十五円（円未満切捨て、以下同
様）となる。

（計算式）

四、二七九、八六六×（一〇・三）×
一七・〇一七〇〇五〇、九八一、三三五

(ウ) 逸失利益その二（退職金差額）

△証拠略△及び弁論の全趣旨によれば、
Aは、専門学校を卒業後、アルバイト勤務
を経て株式会社K、株式会社Lを経て、本
件事故当時、Fに契約社員として約四年三
か月間勤務していたが、同社の契約社員就
業規則は、契約更新の限度を満六〇歳と
し、退職金の基本給と勤続年数に応じて退
職手当を支給する旨規定していることが認
められる。

しかし、Aは、本件事故当時、二八歳で
あり、その職歴、勤続年数、契約更新限度
である六〇歳まで三三年を残していること
に照らすと、Aが六〇歳まで同社において
勤務を継続する蓋然性があつたとは認め難
い。

そうすると、これを前提とした上、六〇
歳まで勤務を継続した場合に支給されたで
あらう退職金と、現実を支払われた退職金
との差額を逸失利益と認めることはできな
い。

(エ) 慰謝料

二八〇〇万円

上記(1)認定のとおり、被害者らは、本
件事故により、コンクリート製の天井板に
押しつぶされて炎上した車両内に閉じ込め
られるという凄惨な状況で絶命するに至つ
たものであり、その間に与えられた恐怖心
は計り知れないこと、跡形を残さないほど
激しく焼損した車両内で、被害者らの遺体
もその生前の姿をとどめないものとなつた
であらうこと、被害者らは、安全が確保さ
れていると信頼して通行した本件トンネル
の道路構造物そのものが通常の供用状態下
において崩落するという予想だにしない出
来事によつて、突如としてその生命を奪わ
れたこと等、本件事故の悲惨さを考慮する
と、被害者らの無念は筆舌に尽くし難い
というべきである。

上記のような事情に加え、Aは、本件事
故による死亡当時、二八歳と若年であつた
ことを考慮すると、その被った精神的苦痛
は、少なくとも二八〇〇万円を下らないも
のと認めるのが相当である。

(オ) 物損

一〇万円

上記(1)認定の事故態様を考慮すると、
Aの着衣、携帯品等（以下「所持品」とい
う。）が焼損し、損害が生じたことが認め
られるところ、その内訳、時価は明らかで
なく、損害の性質上その額を立証すること
が極めて困難であると認められることを踏
まえ、損害額の算定について証明度の軽減
ないし裁判所の裁量を許容した民法二四
八条に基づき、その損害額を二〇万円の限
度で認めるのが相当である。

(カ) 小計

上記(7)ないし(カ)の合計額は七九〇八万
三三五円であるから、両親である原告X₁ら

の相続額は各三九五万四千六百六十七円という
ことになる。

イ 原告X₁らの固有損害 各一〇〇万円
上記(エ)記載のとおり、本件事故の悲惨
さ、Aの遺体の損傷状況に加え、突如とし
てわが子を失うこととなった原告X₁らの心
情を考慮し、原告X₁らが被った精神的苦痛
を金銭評価すると、各一〇〇万円を相当と
認める。

ウ 一部弁済（前提事実(7)ア）

各五〇〇万円

上記ア及びイの小計各四〇五四万〇六六
七円に対する平成二四年二月二日から平
成二五年五月三十一日までの民法所定の年五
分の割合による確定遅延損害金は、下記計
算式のとおり各一〇〇万五千一百八十六円である
ところ（一日を三六五分の一年として日割
計算するものとする）、各既払金のうち、
同額をまずこれに充当すると、各元金部分
に対する充当可能な金額は三九万九千四八
四円であるから、各残元金は各三万五千
五八十三円ということになる。

（計算式）

四〇、五四〇、六六七×〇・〇五×一八
一／三六五＝一、〇〇五、一八六
四〇、五四〇、六六七－（五、〇〇〇、
〇〇〇－一、〇〇五、一八六）＝三六、五
四五、八五三

エ 弁護士費用

各三六〇万円

以上によると、原告X₁らの各損害額は三
六五四万五千五百三十三円であるところ、原告X₁
らが本件訴訟の提起・追行を原告ら訴訟代
理人に委任したことは記録上明らかであ
り、本件の特質、難易度、認容額等を考慮
すると、弁護士費用としては各三六〇万円
をもつて本件事故と相当因果関係を有する

損害であると認めるのが相当である。

オ 合計

以上によると、原告X₁らに有する損害賠
償請求権の金額は、各四〇一四万五千三
百五十五円である。

(2) 原告X₂ら（B関係）

ア Bの損害 各四一八万五千四百〇五円
(7) 逸失利益 五五六〇万九千二百一十一円

△証拠略△及び弁論の全趣旨によれば、
Bは、本件事故当時二七歳であり、大学を
卒業後、本件事故時まで、Gに勤務し、平
成二四年度（本件事故日である二月二日
まで）に支払われた給与の額は、四一四万
一七二円であつたことが認められ、これ
に照らすと、Bは、将来平均して賃金セン
サス男性、大学・大学院卒の全年齢平均年
収額六四八万二千〇〇〇円程度の収入を得る
蓋然性があつたと認められる。

そうすると、六四八万一千六〇〇円を基礎
収入とし、独身男性の生活費控除率五〇パ
ーセント（〇・五）を控除し、更に二七歳
から六七歳までの就労可能年数四〇年に対
応するライプニツツ係数一七・一五九一を
乗じると、Bの給与に係る逸失利益は五五
六〇万九千二百一十一円であると認められ
る（なお、Bの給与に係る逸失利益は五五
六〇万九千二百一十一円であることにつ
いては、原告X₂らと被告N E X C Oの間
においては争いが無い。）。

（計算式）

六、四八一、六〇〇×（一〇・五）×
一七・一五九一＝五五、六〇九、二一一

(イ) 慰謝料

Bは本件事故当時、二七歳であり、上記
(1)ア)と同様の本件事故の悲惨さを考慮す
ると、Bの無念は筆舌に尽くし難いとい

べきであり、その被った精神的苦痛は、少
なくとも二八〇〇万円を下らないものと認
めるのが相当である。

(ウ) 物損

一〇万円

△証拠略△に加え、本件事故態様（上記
一(2)）を考慮すると、Bの所持品が焼損
し、損害が生じたことが認められるが、そ
の内訳、時価は明らかでなく、損害の性質
上その額を立証することは極めて困難であ
ると認められるから、上記同様に民法二
四八条に基づき、その損害額を一〇万円と
認めるのが相当である。

(エ) 小計

以上の損害合計額は八三七〇万九千二
百一十一円であるから、両親である原告X₂らの相続
額は各四一八万五千四百〇五円ということに
なる。

イ 原告X₂ら固有の損害

各一〇〇万円

上記(1)ア)記載のとおり、本件事故の悲
惨さ、Bの遺体の状況に加え、突如として
わが子を失うこととなった原告X₂らの心
情を考慮し、原告X₂らが被った精神的苦痛を
金銭評価すると、各一〇〇万円が相当であ
ると認められる。

ウ 一部弁済（前提事実(7)イ）

各五〇〇万円

上記ア、イの合計額は各四二八万五千四
〇五円であり、各既払金五〇〇万円を原告
X₂らの主張どおり元本に充当すると、残額
はそれぞれ三七八万五千四〇五円というこ
とになる。

エ 弁護士費用

各三七〇万円

以上の原告X₂らの各損害額は三七八万五
千四〇五円であるところ、原告X₂らが本件
訴訟の提起・追行を原告ら訴訟代理人に委
任したことは記録上明らかであり、上記同

様の観点から弁護士費用としては各三七〇
万円をもつて本件事故と相当因果関係を有
する損害であると認めるのが相当というべ
きである。

オ 合計

以上によると、原告X₂らに有する損害賠
償請求権の金額は、各四一五万五千四百〇五
円である。

(3) 原告X₃ら（C関係）

ア Cの損害 各四一八万五千四百〇五円
(7) 逸失利益その一（給与） 五五六〇万九千二百一十一円

△証拠略△及び弁論の全趣旨によれば、
Cは、本件事故当時二七歳であり、大学卒
業後、Hに入社し、平成二四年度（本件事
故日である二月二日まで）の年収額は、
三九六万〇八十三円であつたことが認めら
れ、これに照らすと、Cは、将来平均して
賃金センサス男性、大学・大学院卒の全年
齢平均年収額六四八万一千六〇〇円程度の収
入を得る蓋然性があつたと認められる。

そうすると、六四八万一千六〇〇円を基礎
収入とし、独身男性の生活費控除率五〇パ
ーセント（〇・五）を控除し、二七歳から
六七歳までの就労可能年数四〇年に対応す
るライプニツツ係数一七・一五九一を乗じ
ると、Cの給与に係る逸失利益は五五六〇
万九千二百一十一円であると認められる。

（計算式）

六、四八一、六〇〇×（一〇・五）×
一七・一五九一＝五五、六〇九、二一一

(イ) 逸失利益その二（退職金差額）

△証拠略△及び弁論の全趣旨によれば、
Cは、大学を卒業後、Hに入社し、本件事
故日までの勤続年数は五年八月月であつた
こと、同社の就業規則上の定年は六〇歳で

あること、同社の退職金規定によると、勤
続年数と退職時の基本給に応じて退職金を
支給する旨の定めがあることが認められ
る。

しかしながら、Cが二七歳と若年であ
り、勤続年数、本件事故当時、定年である
六〇歳まで三三年を残していることなどに
照らすと、Cに転職歴がないことを考慮し
てもなお、定年である六〇歳まで同社で勤
務を継続する蓋然性があつたとまではいえ
ず、この場合に支給されたであらう退職金
と現実を支払われた退職金との差額を逸失
利益と認めることはできないといふべきで
ある。

(ウ) 慰謝料

二八〇〇万円

上記(1)ア)と同様の本件事故の悲惨さを
考慮すると、Cの無念は筆舌に尽くし難い
といふべきであり、Cは本件事故当時、二
七歳であつたことを考慮すると、その被つ
た精神的苦痛は、少なくとも二八〇〇万円
を下らないものと認めるのが相当である。

(エ) 物損

一〇万円

△証拠略△に加え、上記(1)認定の事故
態様を考慮すると、Cの所持品が焼損し、
損害が生じたことが認められるものの、そ
の内訳、時価は明らかでなく、損害の性質
上その額を立証することが極めて困難であ
ると認められるから、民法二四八条に基
づき、その損害額を一〇万円と認める。

(オ) 小計

上記(7)ないし(オ)の合計額は八三七〇万九
千二百一十一円であるから、両親である原告X₃ら
の相続額は各四一八万五千四百〇五円とい
うことになる。

イ 原告X₃ら固有の損害 各一〇〇万円
上記(1)ア)記載のとおり、本件事故の悲

惨さ、Cの遺体の損傷状況に加え、突如としてわが子を失うこととなった原告X₈らの心情を考慮すると、原告X₈らの精神的苦痛を慰藉するには、各一〇〇万円が相当であるというべきである。

ウ 弁護士費用 各四二〇万円

上記のとおり、原告X₈らの各損害額は四二八五万四六〇五円であるところ、原告X₈らが本件訴訟の提起・追行を原告ら訴訟代理人に委任したことは記録上明らかであり、上記同様の観点から弁護士費用としては各四二〇万円をもって本件事故と相当因果関係を有する損害であると認めるのが相当である。

エ 合計

以上によると、原告X₈らが有する損害賠償請求権の金額は、各四七〇万五万四六〇五円である。

(4) 原告X₇ら（D関係）

ア Dの損害 各四〇四三万七二五五円

(ア) 逸失利益その一（給与）

五二八二万四五一円

△証拠略▽及び弁論の全趣旨によれば、Dは、本件事故当時、二八歳であり、大学院を卒業後、Iに入社し、平成二四年度（本件事故日である二月二日まで）の年収は四二万三三三三円であったことが認められ、これに照らすと、Dは、将来平均して賃金センサス女性、大学・大学院卒の全年齢平均年収額四四三万四六〇〇円程度の収入を得る蓋然性があつたというべきである。

そうすると、基礎収入を四四三万四六〇〇円とし、女性の生活費控除率の三〇パーセント（〇・三）を控除し、二八歳から六七歳までの就労可能年数三九年に対応する

ライプニッツ係数一七・〇一七〇を乗じると、Dの給与に係る逸失利益は五二八二万四五一円であると認められる。

（計算式）四、四三四、六〇〇×（二一〇・三）×一七・〇一七〇＝五二、八二四、五一

(イ) 逸失利益その二（退職金差額）

△証拠略▽及び弁論の全趣旨によれば、Dは、大学院を卒業後、Iに入社し、本件事故日までの勤続年数は一年九か月であったこと、同社の社員就業規則によると定年は六〇歳であること、同社の退職金規程上、勤続年数に応じて退職金を支払う旨の定めがあることは認められるが、Dは、本件事故当時、二八歳と若年であつたこと、勤続年数、定年の六〇年まで三二年を残していたこと等に照らすと、定年まで同社において勤務を継続する蓋然性があるとは認め難く、この場合に支給されたであろう退職金と現実を支払われた退職金との差額を逸失利益と認めることはできない。

(ウ) 慰謝料

二八〇〇万円

上記(1)ア(イ)と同様の本件事故の悲惨さを考慮すると、Dの無念は筆舌に尽くし難いというべきであり、Dは本件事故当時、二八歳であつたことからすれば、その被つた精神的苦痛は、少なくとも二八〇〇万円を下らないものと認めるのが相当である。

(エ) 物損

五万円

△証拠略▽に加え、上記(1)の事故態様を考慮すると、D所有の所持品が焼損し、損害が生じたことは認められるが、その内訳、時価は明らかでなく、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であると認められるから、民法二四八条に基づき、その損害額を五万円と認めるのが相当

である。

(オ) 小計

上記(ア)ないし(ウ)の合計額は八〇八七万四五一円であるから、両親である原告X₇らの相続額は各四〇四三万七二五五円ということになる。

イ 原告X₇ら固有の損害 各一〇〇万円

上記(1)ア(イ)記載のとおりの本件事故の悲惨さ、Dの遺体の損傷状況に加え、突如としてわが子を失うこととなった原告X₇らの心情を考慮すると、原告X₇らの精神的苦痛を慰藉するには、各一〇〇万円が相当である。

ウ 弁護士費用 各四一〇万円

上記のとおり、原告X₇らの各損害額は四一四三万七二五五円であるところ、原告X₇らが本件訴訟の提起・追行を原告ら訴訟代理人に委任したことは記録上明らかであり、上記同様の観点から弁護士費用としては各四一〇万円をもって本件事故と相当因果関係を有する損害であると認めるのが相当である。

(5) 原告X₆ら（E関係）

ア Eの損害 各四一八一万四六〇五円

(ア) 逸失利益

五五六〇万九二二円

△証拠略▽及び弁論の全趣旨によれば、Eは、本件事故当時、二七歳であり、大学院を卒業後、Jに入社し、平成二四年度（本件事故日である二月二日まで）の年収額は、三四五万三〇三七円であつたことが認められ、これに照らすと、Eは将来平均して賃金センサス男性、大学・大学院卒の全

年齢平均年収額六四八万一六〇〇円程度の収入を得る蓋然性があつたと認められる。

そうすると、基礎収入を六四八万一六〇〇円、独身男性の生活費控除率を五〇パーセント（〇・五）とし、二七歳から六七歳までの就労可能年数四〇年に対応するライプニッツ係数一七・一五九一を乗じると、Eの給与に係る逸失利益は五五六〇万九二二円であると認められる。

（計算式）

六、四八一、六〇〇×（一〇・五）×一七・一五九一＝五五、六〇九、二二一

(イ) 慰謝料

二八〇〇万円

上記(1)ア(イ)と同様の本件事故の悲惨さを考慮すると、Eの無念は筆舌に尽くし難いというべきであり、Eは本件事故当時二七歳であつたことからすれば、その被つた精神的苦痛は、少なくとも二八〇〇万円を下らないものと認めるのが相当である。

(ウ) 物損

二万円

上記(1)の事故態様を考慮すると、Eの所持品が焼損し、損害が生じたことは認められるが、その内訳、時価は明らかでなく、損害の性質上その額を立証することは極めて困難であると認められるから、民法二四八条に基づき、その損害額を二万円と認めるのが相当である。

(エ) 小計

上記(ア)ないし(ウ)の合計額は八三六二万九二二円であるから、両親である原告X₆らの相続額は各四一八一万四六〇五円ということになる。

イ 原告X₆ら固有の損害 各一〇〇万円

上記(1)ア(イ)記載のとおりの本件事故の悲惨さ、Eの遺体の損傷状況に加え、突如としてわが子を失うこととなった原告X₆らの

心情を考慮すると、原告X₆らが被つた精神的苦痛を慰藉するには各一〇〇万円と認めるのが相当である。

ウ 弁護士費用 各四二〇万円

上記原告らの損害額は四二八一万四六〇五円であるところ、原告X₆らは本件訴訟の提起・追行を原告ら訴訟代理人に委任したことは記録上明らかであり、各四二〇万円をもって本件事故と相当因果関係を有する損害であると認めるのが相当である。

エ 合計

以上によると、原告X₆らが有する損害賠償請求権の金額は、各四七〇一万四六〇五円である。

(6) 原告X₁₁及び原告X₁₂

ア 固有の慰謝料 各五〇万円

上記(1)ア(イ)と同様の本件事故の悲惨さ、被害者ら自身の遺体の状況に加え、突如として姉妹を失うこととなった同原告らの心情を考慮すれば、同原告らについても、民法七二一条所定の親族に準じる姉妹として、精神的苦痛に対する損害賠償請求権を認めるべきであり、その金額は、各五〇万円が相当であると認められる。

イ 弁護士費用 各五万円

上記のとおり、第二事件原告らの各損害額は五〇万円であるところ、同原告らが本件訴訟の提起・追行を原告ら訴訟代理人に委任したことは記録上明らかであり、各五万円をもって本件事故と相当因果関係を有する損害であると認めるのが相当である。

ウ 合計

以上によると、原告X₁₁及び原告X₁₂が有する損害賠償請求権の金額は、各五五万円である。

第四 結論

以上を総合すると、原告らの被告NEXC Oに対する民法七二一条一項及び同法七一七条一項、被告中日本H Eに対する同法七二五一条一項に基づく各損害賠償請求権（被告らの各債務は共同不法行為として不真正連帯債務の関係にある。）は、原告X₁らについては各四〇一四万五八五三円、原告X₂らについては各四二一五万五八五三円、原告X₃らについては各四二一五万五八五三円、原告X₄らについては各四二一五万五八五三円、原告X₅らについては各四二一五万五八五三円、原告X₆らについては各四二一五万五八五三円、原告X₇らについては各四二一五万五八五三円、原告X₈らについては各四二一五万五八五三円、原告X₉らについては各四二一五万五八五三円、原告X₁₀らについては各四二一五万五八五三円、原告X₁₁及び原告X₁₂については各五〇万円、並びにこれらに対する原告X₁らについては一部弁済の日である平成二五年六月一日から、その余の原告らについては不法行為の日である平成二四年二月二日から、各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度でいづれも理由があり、その余の各請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

なお、被告中日本H Eの仮執行免脱宣言の申立てについては、その必要がないからこれを付さないものとする。

（裁判長裁判官 市村 弘 裁判官 中村英晴 小野航介）

別紙一―三 △略▽

別紙 亡A平均給与計算書△略▽

別紙 亡B平均給与計算書△略▽

別紙 亡D平均給与計算書△略▽

▽未成年者の親権者を、約五年

一〇か月間未成年者を監護してきた母ではなく、年間一〇〇日に及ぶ面会交流の計画を提案した父と定めた上で、離婚請求を認容した事例

離婚等請求事件、千葉家裁松戸支部
平二四(第)一九号、干28・3・29判
決一部認容、一部棄却（控訴）

一 一事案の概要

X（母）とY（父）は婚姻して長女をもうけたが、長女の養育などを巡って夫婦仲が険悪となり、平成二二年五月六日、Xが長女を連れて自宅を出て別居状態となった。Xは、現在、実家近くのマンションで、Xの両親の援助を受けながら、小学二年生の長女と生活している。Yは、自身が長女の監護者になるべく、平成二三年、子の監護者指定及び子の引渡し申立事件並びにこれらを本案とする審判前の保全処分を申し立て、他方、Xも子の監護者の指定事件を申し立てた。家庭裁判所は、平成二四年二月二八日、長女の監護者をXと定め、Yの申立てをいづれも却下した。Yは、その後二度にわたって、子の監護者の変更を求める申し立てをしたが、いずれも却下された。

Xは、平成二四年、婚姻関係の破綻

を理由に、離婚及び慰謝料五〇〇万円の支払を求め、附帯処分として、養育費の支払及び年金分割を求めた。また、Xは、親権者の指定について、長女はXとともに安定した生活を送っていること、監護者指定の審判において、Xが監護者と指定されていることなどから親権者をXと指定するべきであると主張し、これに対し、Yは、離婚請求の棄却を求めるとともに、予備的に、長女の親権者をYと定めるべきであると主張し、その場合の附帯処分として、長女の引渡しのほか、Xと長女との面会交流に関して、時期、方法等を定めることを求めた。

二 本判決

本判決は、婚姻関係の破綻を理由に離婚請求を認容し、慰謝料請求を棄却し、年金分割についての請求すべき割合を〇・五と定めた。そして、主たる争点である親権者の指定について、本判決は、「原告は被告の了解を得ることなく、以来、今日までの約五年一〇か月間、長女を監護し、その間、長女と被告との面会交流には合計で六回程度しか応じておらず、今後も一定の条件のもとでの面会交流を月一回程度の頻度とすることを希望していること、他方、被告は、長女が連れ出された直後から、長女を取り戻すべく、数々の法的手段に訴えてきたが、いずれも奏功せず、爾来今日まで長女との生活を切望しながら果たせずにきており、そ